

公益財団法人日本ハンドボール協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。） 定款第53条第2項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本協定会款（以下「定款」という。）第53条による加盟団体は、次の各号に掲げる団体の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる団体とする。

- (1) 定款第53条第1項（1）に定める団体（以下「都道府県協会」という。） 別表1に掲げる団体
- (2) 定款第53条第1項（2）に定める団体（以下「連盟」という。） 別表2に掲げる団体
- (3) 定款第53条第1項（3）に定める団体（以下「JHL」という。）

(加盟団体の目的・使命)

第3条 加盟団体は、ハンドボール競技の普及及び振興並びに加盟団体の傘下における役職員及び関係者の取りまとめ等を目的として設立されるものとする。

2. 加盟団体は前項の目的を達成するため、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うものとし、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

(地域区分)

第4条 都道府県協会の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(ブロック協会)

第5条 都道府県協会は、前条の地域区分を単位とするブロック協会を結成することができる。ブロック協会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本協会会長に届け出なければならない。

第2章 組 織

(都道府県協会の組織)

第6条 都道府県協会は、各都道府県におけるハンドボールを総合的に統轄する都道府県協会として
適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(連盟の組織)

第7条 連盟は、ハンドボールに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければなら
ない。

(JHLの組織)

第8条 JHLは、ハンドボールリーグに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなけ
ればならない。

第3章 権 限

(評議員及び理事候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、本協会の評議員選定委員会に対し評議員候補者を、役員候補者選考委員会に対
し理事候補者を推薦することができる。

(1) 都道府県協会

(2) 各種連盟

(3) JHL

2. 前項の団体が推薦できる評議員候補者及び理事候補者は、各1名とする。

(全国理事長会議その他)

第10条 本協会会長は、加盟団体間の情報共有、意見の聴取、加盟団体に対する要請、その他本協会
の運営上必要と認めた場合、本協会に所属する都道府県協会、連盟の代表者による会議である全国
理事長会議を招集することができる。

2. 本協会会長は、必要と認めた場合には、本協会から加盟団体に対する事務連絡のための会議を招
集することができる。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条
に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行
為の根絶に努めなければならない。

3. 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。

4. 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものと
し、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第12条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、役員名簿を添えて本協会に届け出なければならない。

第13条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を本協会に届け出なければならない。

第14条 加盟団体は、当該団体の役員、その他既に本協会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本協会に届け出なければならない。

2. 加盟団体は、各団体の運営、事業又は活動に関する本協会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(分担金)

第15条 加盟団体は、定款第57条に規定する年次分担金を、毎年7月末日までに納入しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第16条 定款第53条により新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書(事務所所在地及び連絡先を明記すること)
- (2) 規約規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本協会が必要と判断した資料

2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに前条に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱退)

第17条 定款第55条により加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第6章 処分及び不服申立

(処分)

第18条 加盟団体が第6条若しくは第7条に定める組織を有しないこととなったとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(不服申立)

第19条 本協会の決定した処分に不服があるときは、本協会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第7章 その他

(分担金等の精算)

第20条 加盟団体が第17条により脱退し、又は第18条第1項第4号により退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しなければならない。

附則 1

1. 本規程は、令和 2 年 6 月 7 日から施行する。

別表 1 定款第 5 3 条（1）に定める団体

1	北海道ハンドボール協会	25	滋賀県ハンドボール協会
2	青森県ハンドボール協会	26	京都府ハンドボール協会
3	岩手県ハンドボール協会	27	大阪ハンドボール協会
4	宮城県ハンドボール協会	28	兵庫県ハンドボール協会
5	秋田県ハンドボール協会	29	奈良県ハンドボール協会
6	山形県ハンドボール協会	30	和歌山県ハンドボール協会
7	福島県ハンドボール協会	31	鳥取県ハンドボール協会
8	茨城県ハンドボール協会	32	島根県ハンドボール協会
9	栃木県ハンドボール協会	33	岡山県ハンドボール協会
10	群馬県ハンドボール協会	34	広島県ハンドボール協会
11	埼玉県ハンドボール協会	35	山口県ハンドボール協会
12	千葉県ハンドボール協会	36	香川県ハンドボール協会
13	東京都ハンドボール協会	37	徳島県ハンドボール協会
14	神奈川県ハンドボール協会	38	愛媛県ハンドボール協会
15	山梨県ハンドボール協会	39	高知県ハンドボール協会
16	新潟県ハンドボール協会	40	福岡県ハンドボール協会
17	長野県ハンドボール協会	41	佐賀県ハンドボール協会
18	富山県ハンドボール協会	42	長崎県ハンドボール協会
19	石川県ハンドボール協会	43	熊本県ハンドボール協会
20	福井県ハンドボール協会	44	大分県ハンドボール協会
21	静岡県ハンドボール協会	45	宮崎県ハンドボール協会
22	愛知県ハンドボール協会	46	鹿児島県ハンドボール協会
23	三重県ハンドボール協会	47	沖縄県ハンドボール協会
24	岐阜県ハンドボール協会		

別表 2 定款第 5 3 条（2）に定める団体

1	全日本社会人ハンドボール連盟
2	全日本学生ハンドボール連盟
3	全国高等学校体育連盟ハンドボール専門部
4	日本中学校体育連盟ハンドボール競技部
5	全国高専ハンドボール連盟
6	一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟